

近江八幡市告示第54号

近江八幡市ふるさと応援寄附推進事業事業者ガイドラインを次のように制定する。

平成30年 3月30日

近江八幡市長 富士谷 英 正

近江八幡市ふるさと応援寄附推進事業事業者ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、近江八幡市ふるさと応援寄附推進事業実施要綱(平成29年近江八幡市告示第84-3号。以下「実施要綱」という。)第6条及び第7条の規定に基づき、近江八幡市ふるさと応援寄附推進事業の事業者及び謝礼品について当該事業者が遵守すべき事項等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業者の要件)

第2条 実施要綱に基づき事業者として登録することができる者は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 本社(本店)、支社(支店)又は営業所のいずれかを市内に有し、地方税法(昭和25年法律第226号)第294条第1項に規定する市町村民税を本市に納税する者であること。ただし、次条第1項第2号ウからオまでの規定による謝礼品を取り扱う者は、この限りでない。
- (3) 国税、都道府県税、近江八幡市税、各種市町村民税等の滞納がないこと。
- (4) 自己若しくはその家族若しくは同居人又は自社若しくはその役員等が、次の各号のいずれにも該当していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団を

いう。)

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

ウ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ イからオのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（当該更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされている場合であっても、更生計画の認可が決定されたとき又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）であること。

(6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(7) 現に謝礼品と同等の商品を近江八幡市内の店頭での販売及びWeb上での販売を行っていること。ただし、次条第1項第2号ウからカまでの規定による謝礼品を取り扱う者は、この限りでない。

(8) 事業者及び事業者の扱う商品を販売し、並びに紹介するためのホームページ（寄附者に誤解を招くおそれのある商号（屋号）及び商標を使用しないものに限る。）を所有していること。

(9) 近江八幡市税条例（平成22年近江八幡市条例第77号）第44条の規定による市県民税の特別徴収を行っている、又は特別徴収を行っていない

場合においては、市が定める期日から行う旨の誓約書を提出すること。ただし、本社（本店）、支社（支店）又は営業所のいずれも市内に有さず次条第1項第2号ウからオまでの規定による謝礼品を取り扱う者は、この限りでない。

- 2 事業者として登録しようとする者は、当該事業者に関するホームページに記載されている商号（屋号）と同一の名称をもって登録を行わなければならない。
- 3 事業者が製造元とならず販売元となる場合は、当該販売元となる事業者に加え、当該製造元となる事業者についても、このガイドラインに定める事項を適用するものとする。
- 4 事業者として登録しようとする者は、別に定める様式に必要書類を添え市長に申請しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、別に定める様式により申請者に通知するものとする。

（謝礼品の要件）

第3条 実施要綱に基づき謝礼品として登録することができる物は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 近江八幡市の認知度又はイメージの向上に資すること。

イ 近江八幡市の魅力を体感することができること又は地域活性化につながる要素を持つこと。

ウ 近江八幡市と関連する物語性があること。

(2) 次のいずれかに該当する物であること。

ア 農水産物等（市内で生産されたものに限る。）

イ 加工品、製造品等（市内で加工され、若しくは製造されたもの又は市外で加工され、若しくは製造されたもののうち、近江八幡市の魅力を伝えるものと認められる物であって市内で生産された農産物等を主たる原材料としているものに限る。）

ウ 宿泊及び観光サービス（市内の施設等のクーポン券等に限る。）

エ 滋賀県外の飲食サービス（近江八幡市の農水産物等を使用する飲食サービスのクーポン券等であって、滋賀県外の店舗で使用するものに限る。）

オ 提携自治体の特産品（市が謝礼品の提供に関する協定を結ぶ提携自治体の農水産物、加工品、製造品等に限る。）

カ その他市長が近江八幡市の魅力を伝える物であると認めたもの

2 謝礼品は、近江八幡市ふるさと応援寄附推進事業を優先的に考慮したものとし、他の自治体において提供されるものと同一であってはならない。

（品質管理）

第4条 事業者は、謝礼品を飲食物とする場合は、当該謝礼品の品質に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 一定期間の賞味（消費）期限を有した謝礼品とすること。

(2) 食品表示法（平成25年法律第70号）に基づき、適正な表示を行うこと。

(3) 原産地等について、偽りなく表示を行うこと。

2 市長は、あらかじめ事業者へ伝えることなく謝礼品の品質に係る検査を行うことができるものとする。

3 市長は、前項の検査において品質を欠くことが判明したときは、当該事業者の登録を取り消すことができる。

（謝礼品の審査）

第5条 事業者は、謝礼品を登録しようとするときは、別に定める申請書に必要書類を添え市長に審査の申請をしなければならない。

2 謝礼品の審査は、一品毎に個別に申請しなければならない。

3 事業者は、謝礼品を飲食物とする場合は、審査のために、市へ当該飲食物を提供しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、別に定める審査会において、その謝礼品に関し個別に審査を行い、妥当性を判定するものとし、適

当と認めるときは、別に定める様式により事業者に通知するものとする。

5 市長は、申請の状況により、謝礼品の数を調整し、又は謝礼品の登録の申請を制限することができる。

6 複数の事業者から同一の謝礼品の申請があった場合は、製造元を優先するものとする。

7 第4項の規定による審査の項目は、別に定める。

(事業者の登録の取消し及び謝礼品の受注の停止)

第6条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該事業者の登録を取り消し、又は当該事業者が提供する全ての謝礼品の受注を停止することができる。

(1) 第2条第1項各号の要件に該当しなくなったとき。

(2) 第2条第4項の規定による申請に関し虚偽が判明したとき。

(3) 第5条の申請と異なる謝礼品の提供を行っていると思われたとき。

(4) 第13条の事業者連絡会議を欠席したとき。

(5) 第14条の規定によるアンケートの同封を怠っていると認められたとき。

(6) 第18条各項の規定に違反したとき。

(7) 市又は謝礼品の信用を著しく失墜させたとき。

(8) その他事業者として特に不相当と思われたとき。

(9) ふるさと応援寄附が終了し、又は一定の成果を達したと思われたとき。

(連絡等)

第7条 事業者は、市及び寄附者からの連絡のため、次に掲げる環境を備えなければならない。

(1) メールの送受信環境

(2) 常時連絡可能な電話環境

(3) 常時連絡可能なFAX環境

2 事業者は、寄附者からメール、電話（不在着信等を含む。）、FAX等による連絡があった場合は、原則2営業日以内に、当該寄附者へ回答しなければならない。

(許可等)

第8条 事業者は、飲食物を謝礼品として提供する場合は、滋賀県食品衛生基準条例（平成12年滋賀県条例第54号）その他の法令に基づき、保健所の許可等が必要なときは、必ず当該許可等を得なければならない。

2 事業者は、謝礼品が飲食物以外の物である場合において、当該謝礼品を扱うことにつき許可等が必要なときは、必ず当該許可等を得なければならない。

3 事業者は、前2項に掲げるもののほか必要な関係法令及び例規等を遵守しなければならない。

(謝礼品の配送)

第9条 事業者は、寄附者に対し、注文が発生してから2週間以内に謝礼品を発送しなければならない。

2 事業者は、謝礼品の全国配送に対応しなければならない。

3 事業者は、原則として謝礼品の時間帯指定配送に対応するものとし、特に要冷蔵又は要冷凍の謝礼品については必ず時間帯指定配送に対応しなければならない。

(寄附者への対応)

第10条 事業者は、寄附者から謝礼品に関する問合せ、苦情等があった場合は、真摯に対応し、速やかに解決しなければならない。この場合において、謝礼品に起因する損害賠償、苦情対応等について、市は一切の責任を負わないものとする。

2 事業者は、寄附者から問合せ、苦情等があった場合は、その内容を漏れなく記録しなければならない。この場合において、特に重要なものについては、別に定める報告様式及びメール又は電話にて、速やかに市長へ報告しなければならない。

(PL保険)

第11条 事業者は、飲食物を謝礼品として提供する場合は、PL保険（生産物賠償責任保険をいう。）又は同等の賠償責任保険等に加入しなければならない。

(ホームページ)

第12条 事業者は、原則として当該事業者のホームページに、市の指定するふるさと応援寄附に係るホームページ等へのリンクを掲載しなければならない。

(事業者連絡会議)

第13条 事業者の代表者は、ふるさと応援寄附事業推進のために市が不定期に開催する事業者連絡会議へ必ず出席しなければならない。ただし、代表者の参加が困難である場合は、代理の者を出席させるものとする。

2 事業者は、事業者連絡会議で知り得た情報を、市長の許可なく第三者へ漏らしてはならない。

(謝礼品アンケート)

第14条 事業者は、寄附者に送付する謝礼品に、市が提供するアンケートを必ず同封しなければならない。

2 市長は、寄附者から返送のあったアンケートの記載事項について、事業者連絡会議等において事業者へ適宜情報提供を行うものとする。

3 事業者は、アンケートの結果改善が必要であると認められる事項等が判明したときは、市長が別に指定する期日までに改善を行わなければならない。

(謝礼品の内容変更)

第15条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長へ事前に報告し、謝礼品の内容を変更し、又は停止しなければならない。

(1) 謝礼品の提供が困難となったとき。

(2) 寄附者から謝礼品の希望が3か月間で0件であったとき。

(謝礼品の画像)

第16条 事業者は、謝礼品の申請に当たっては、次に掲げる画像を提出しなければならない。

(1) 市のふるさと応援寄附に関連するホームページ掲載用の実物画像（寄附者が興味を持ち、魅力を感じ、及び品質が伝わるもの）

(2) 梱包時の荷姿画像

(3) その他謝礼品に関連する画像（謝礼品の調理写真、店舗写真等）

2 事業者は、飲食物を謝礼品として提供する場合は、カタログ撮影のために、市へ当該謝礼品を提供しなければならない。ただし、季節限定商品等であって、あらかじめ準備することができない謝礼品については、この限りでない。

3 市長は、事業者から提供された画像について、ふるさと応援寄附推進事業の範囲内において、自由に利用することができる。

4 市長は、事業者から提供された画像がイメージ画像等であって、実物画像でない場合は、市のふるさと応援寄附に関連するホームページ等に掲載しない。

（PR等への協力）

第17条 事業者は、市が行うふるさと応援寄附のPR等を目的とした情報収集等に関し、速やかに協力しなければならない。

（再委託等の禁止）

第18条 事業者は、謝礼品の提供等を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

2 事業者は、謝礼品の権利及び義務を市長の許可なく第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（個人情報の保護）

第19条 事業者は、市から提供を受けた寄附者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び近江八幡市個人情報保護条例（平成22年近江八幡市条例第15号）に基づき適正に取り扱うものとし、謝礼品の送付以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならない。事業者でなくなった後においても同様とする。

2 事業者は、謝礼品を発送する際に限り、社会通念上妥当と認められる範囲において当該事業者のパンフレット等を同封することができる。この場合において、同封するパンフレット等の内容について、事前に市長に申請しなければならない。

（優先調達）



第20条 事業者は、謝礼品の生産及び加工並びに受発注等を行う場合において、事業に必要な物品等を購入しようとするときは、市ふるさと応援寄附推進事業の目的である地域活性化を促すため、優先的に近江八幡市内の事業者から調達するよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の規定による優先調達の実績について、市長の求めに応じ報告しなければならない。

(収支報告)

第21条 事業者は、ふるさと応援寄附事業に伴う売上については、事業者登録時の住所地において計上しなければならない。

(損害賠償)

第22条 市長は、事業者においてこのガイドラインに反する行為等があった場合は、事業者としての登録を取り消すものとする。この場合において、当該事業者は、当該行為等により発生した損害について、市及び寄附者へ賠償しなければならない。

2 各種法令等の改正、総務省の通達等に伴いふるさと応援寄附制度が改められたことにより、事業者に不利益又は損害が発生した場合において、市長は、その責任の一切を負わないものとする。

(事務代行業者)

第23条 市長は、ふるさと応援寄附推進事業の一部を事務代行業者に委託して行うことができる。この場合において、市長は、必要と認める事業者の情報を事務代行業者に提供することができるものとする。

2 前項の規定による委託を行う場合は、第4条、第10条、第16条及び第19条中「市長」とあり、並びに第7条、第10条、第16条（第1項第1号を除く。）、第17条及び第19条中「市」とあるのは「事務代行業者」と読み替えるものとする。

付 則

このガイドラインは、告示の日から施行する。